

## 漁獲物の保存管理措置について 日本が締結手続きを行う南インド洋漁業協定

オーストラリア西部からアフリカ東部に及ぶ南インド洋においては、近年、沿岸諸国に加えて、ニュージーランド、クック、日本などが、キンメダイやオレンジラフィー（ミナミヒウチダイ）を対象に遠洋底魚漁業を拡大してきている。そのため、それら深海魚種の国際的管理のため、南西インド洋漁業開発・整備委員会を廃止するとともに、対象海域を拡大して新たな地域漁業機関を設立することが求められた。なお、マグロについては、インド洋マグロ類委員会協定（1996年発効）の下で保存管理措置が適用されていた。

そのため、2001年以降、国連食糧農業機関（FAO）の下で、関連する沿岸国および遠洋漁業国が参加して、マグロ以外の魚種の保存管理について政府間協議が始められた。その結果、2006年7月7日に、南インド洋漁業協定がローマにおいて採択され、それは2012年6月に発効した。2014年2月時点での締約国は、フランス、オーストラリア、モーリシャス、クック、セーシェルの5カ国とEUである。

南インド洋漁業協定は、既存の地域漁業協定と同様に、漁業資源の持続可能な利用を目的としており、最良の科学的証拠、生物多様性の保全、予防的対応、最大持続可能生産量（MSY）水準などを原則としている。その対象からは、高度回遊性魚種および沿岸国管轄下の定着性魚種は除かれる。具体的な保存管理措置は、締約国会議によって策定される。遠洋漁業国は、自国漁船がその保存管理措置を遵守するよう確保しなければならない。他方で、寄港国は、保存管理措置に反する方法による漁獲物に対して、陸揚げ・転載の許可またはサービスの提供をしてはならない。

ところで、日本漁船による南インド洋でのキンメダイ漁獲量は、2009年：1,205t、2012年：295tであり、それは、北太平洋での、2009年：1,080t、2012年：773tに匹敵する。日本は、この協定の締約国となっていない。しかし、上記の保存管理措置は2015年3月に採択される予定のため、2014年3月11日の閣議は、締結手続きを進めることを決定した。



## 気候変動影響レポートを 作成しました

地球・人間環境フォーラムでは、気候変動を国民に現実感を持って認識してもらうために、気候変動の身近な影響等についてとりまとめた冊子「気候変動影響レポート」を作成しました。このレポートは環境省請負「平成25年度気候変動による影響及び適応策に係る調査検討等業務」の一環で当フォーラムが編集を行ったものです。

レポートでは、まず気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書の内容を中心に、気候変動の状況について記載し、続いて、世界各地で起きている温暖化影響の可能性が高い事例、日本国内でもすでに現れ始めている事例について、図表を使ってわかりやすく紹介しています。

また、モデル地域として三重県を例に、三重県内の気候、食料、水、災害、健康、生活や産業における影響などを紹介しています。

最後にこれらの影響を理解した上で、気候変動による影響は抑えられるのか、その備え（適応）について、記載しています。

ご希望の方には無料（郵送料のみ要負担）で差し上げています。本レポートに関するお問い合わせは、TEL:03-5825-9735、E-mail:climate@gef.or.jp（担当：天野）まで。



◀気候変動影響レポート（全10ページ）